

富士の国やまなし観光振興施設整備補助金
(がんばる地域応援枠)事業計画作成のポイントについて

1. 補助金申請の前提

- 富士の国やまなし観光振興施設整備補助金(がんばる地域応援枠)とは、コロナ禍における県内主要観光地の復興・再生を図るため、景観づくりや地域の核となる観光施設を整備・改修するなど、観光地再活性化の事業計画を自主的に策定しているDMO(候補事業者等を含む)を支援するための特別枠となります。
- 同補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)に定める補助金交付申請については、外部有識者等で構成される検討会の意見を聴取したうえで、知事が交付決定します。
- 観光地の再活性化に向けては、当該地域の市町村も一体となって取り組む必要があります。したがって、関連する市町村の数は問いませんが、当該事業計画の本補助事業以外の部分において、市町村からの支援があること(又は予定されていること)が必要となります。(※要綱第1号様式の添付資料として、市町村からの支援(財政支援など当該事業計画に対する直接的な支援)があることが分かる書類を提出していただきます。)

2. 事業計画作成のポイント

要綱に定める事業計画(第2号様式)には、次の点が明らかとなるよう記載のうえ申請をお願いします。第2号様式に全て記載できない場合は、別添のとおりとして、その詳細を記載してください。

(1)現状・課題の把握

- ・ コロナ以前、コロナ禍における地域の現状や課題を的確に捉え、当該課題解決に向けての支障となっている要因を把握していること。
- ・ 今後地域にとって必要と認められる事業計画であること。

(2)事業計画の内容・実施方法の適正性

課題解決に向けた事業計画として内容が妥当であること。(単なる施設の整備改修等でないこと。)

(3)新規性、独自性

他の地域と比較して新規性や独自性(差別化ポイント・競争優位性)があること。

(4)地域の再生可能性・成長性

- ・ 市場ニーズに合致しており、旅行客及び地域双方にとって魅力のあるものであること。
- ・ 観光地再生に資する要素があり、観光地としての成長性、持続性、安定性が見込まれること。

(5)観光地・地域経済への波及効果

- ・ 地域の観光産業への裨益(新規雇用の創出や、売上増等)が見込まれること。
- ・ 他の県内観光地に対する経済的波及効果が期待できること。

3. 事業計画作成に関する問い合わせ先

山梨県観光文化部観光資源課山岳観光担当

連絡先: 055-223-1576 E-mail: kankou-sgn@pref.yamanashi.lg.jp